

令和2年度 第2回長野県社会福祉審議会福祉サービス
第三者評価推進専門分科会

日 時：令和3年3月23日（火）
午後1時30分～午後3時30分
場 所：長野県庁3階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

（山崎地域福祉課長あいさつ）

3 会議事項

（1）評価基準（高齢者）の改正について

（中島分科会長）

それでは、これより私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様のご協力をお願いします。

最初に、会議事項（1）の「評価基準（高齢者）の改定について」を事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料1説明）

（中島分科会長）

ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。初めての方もいらっしゃるのですが、岡田委員さんから、今回の改正の背景も含めてお話いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

（岡田副分科会長）

今回、改正されたのは、先ほどご説明があったような部分ですが、特に公益的な取組などに対する評価の着眼点のところが汎用性のある表現に変更されたということと、時代の流れで求められていることが新たに追加されたと捉えていただければと思います。

一方で、着眼点にあるけれども、抽象的過ぎて確認しづらい項目も削除しています。大枠は変更していませんが、特に、共通評価基準については、高齢、障がい、こども分野で統一的に進めていくという流れとなっていると捉えていただければと思います。

（中島分科会長）

ありがとうございました。県からの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますが。高齢分野ですので、六川委員さんから何かございますか。

(六川委員)

国の評価基準の改正に従って改正したということでしたので、内容的にはよいと思いますが、この評価基準というのは、県独自で変えることはできるものなのでしょうか。

(事務局)

県独自の項目の追加も可能です。

(六川委員)

項目を減らすことはできますか。

(事務局)

減らすことも可能です。

(六川委員)

前回の会議の中では、評価基準を簡素にしてはどうかという話があったかと思いますが、項目の数は変わっていないということでしょうか。

(事務局)

高齢分野の評価基準については、項目は国の評価基準と同じものを使用しておりまして、障がいと保育の場合は、県独自の項目も何点か追加されております。

(中島分科会長)

前回ご意見として出された評価基準の簡素化については、後ほど議題で取り上げますよね。

(事務局)

その点については、会議事項（４）でご説明したいと思っております。

(中島分科会長)

後ほど改めて説明していただきますが、基本的には評価項目を減らしていくと、評価が粗くなってしまうことも出てくるため難しいということです。

そのほかご意見等ございますか。

(中島分科会長)

塩崎委員さんは、評価機関の代表ですが、元々は高齢系サービスの事業所を運営されていると

ということよろしいですか。

(塩崎委員)

事業所としては、訪問介護と居宅介護支援事業所を運営しています。

(中島分科会長)

こちらの評価基準について、何かご質問やご意見とかあればお願いいたします。

(塩崎委員)

今回、評価基準の改正がされましたが、全国的に第三者評価の実施件数が伸びていない中で、国から今後の第三者評価の推進方法について何らかの情報はあったのでしょうか

(事務局)

その件に関しては、国からは特に情報はございませんでした。

(中島分科会長)

よろしいですか。

(塩崎委員)

はい。

(中島分科会長)

特にご意見がないようであれば、当分科会としては、会議事項（１）「評価基準（高齢者）の改正について」の事務局案を認めるものとします。

（２）評価基準（障がい者・児）の改正について

(中島分科会長)

それでは、次に会議事項（２）「評価基準（障がい者・児）の改正について」事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料２説明)

(中島分科会長)

ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。

それでは、私から質問させていただきます。県独自の基準は、「障がい」と「こども」の評価基準にあるというお話でしたが、この「障がい」の評価基準で長野県独自の基準というのはどのよ

うなものがあるのか説明していただけますか。

(事務局)

資料の357ページをご覧ください。この項目39のⅢ－1－(5)－③の着眼点の一番下の「防犯に係る利用者等の安全確保対策を検討し、実施している」とありますが、この着眼点が長野県独自のものとなっております。過去に他県で発生した障害者支援施設における事件を念頭に追加された項目ということです。

(中島分科会長)

分かりました。ここ、一つだけですか。

(事務局)

障がいの評価基準についてはこの部分のみとなります。

(中島分科会長)

それから内容評価基準で、A－3が発達支援、A－4が就労支援、対象が全ての障がい福祉サービス事業所等となっておりますが、A－3の発達支援について、表記をみると対象は障がい児を想定しているように思われます。それから就労支援について、障がい児の施設ですと、就労についてはあまり評価の対象にならないかと思うのですが、これらの項目は、全て評価するのでしょうか、それとも該当する項目のみを評価するというのでしょうか。

(岡田副分科会長)

私のほうから説明すると、分科会長がおっしゃったように、評価の対象が異なりますので、384ページの下のほうに、「評価項目の適用」ということで、「A－3 発達支援」については、障がい児施設が対象となっており、「A－4 就労支援」については就労系の事業所に適用するということが示されています。先ほどおっしゃられていた、例えば422ページから423ページあたりの評価の留意点というところだと、423ページのそれぞれの白い丸の冒頭に、例えば、「入所支援」についてどのような観点から評価を行うかということが示されていますので、評価を実施する評価調査者、評価機関、自己評価を行う事業者も、この記載を参考にして進めていくということになります。

(中島分科会長)

ありがとうございました。そのほか、委員の皆さんからいかがでしょうか。では西村委員さんからお願いします。

(西村委員)

分科会長からもお話があったことと重なるのですが、内容評価基準の「発達支援」の項目のボ

リユームが他と比べて非常に少ないと思います。発達支援は子どもだけでなく、成人した大人の障がい者にも関係していて、例えば、強度行動障害がある方への支援は全国的に喫緊の課題として挙げられていますが、生まれながらにして強度行動障害がある方というのはいなくて、誤学習という間違った学習によって、行動障害をより強いものにしてしまうといったことがあります。

そのため、「発達支援」というか、子どもへの適切な療育の視点というのは、大人の障がい者の場面でも必要ですので、評価項目の着眼点などにそのような視点もあつたらよいのではないかと感じました。

(中島分科会長)

着眼点などに加えたほうが良いというご意見、ご要望になりますか。今回の議題の趣旨とは異なりますが、県としてはいかがでしょうか。

(事務局)

今回の改正については、国の評価基準についても、社会福祉法人制度改正に対応する表記の改正が主でしたので、新たに項目の追加については検討しておりません。今後、評価基準の大幅な改正があつた際に、ご意見を参考にさせていただいて、評価項目や着眼点へ反映することを検討していきたいと思います。

(中島分科会長)

今後の評価基準の改正の際に検討されるということですが、それは、県独自の項目として追加するのか、あるいは、国に要望を出して追加いただくという形になりますか。評価項目について国とやり取りする機会はあるのでしょうか。

(事務局)

県独自に改正するというのも可能ですので、現時点では国に要望ということは考えておりません。いずれにしても今回は、国の評価基準の改正を受けて改正するというものですので、将来的に大きな制度改正や、状況の変化がありましたら、それらに併せて改正することを検討したいと思います。

(中島分科会長)

西村委員さん、いかがですか。

(西村委員)

参考にしていただければと思いますし、先ほどの発達支援は、大人が対象の障害者支援施設などでも有効です。逆に言えば、子どもが対象の障害児入所施設でも、就労支援など将来を見据えた関わりが大事になってくると思いますので、年齢で分けずに横断的な関わりができる事業所のサービスの質というのは、重要な視点ではないかと個人的には思いました。

(中島分科会長)

発達心理学では、発達というものが生涯にわたって続くものという概念に変わってきているので、高齢になっても発達という考えが入ってきます。現在の評価項目では、発達支援に関する評価項目については、障がい児だけを対象としていますが、実態を考えると障がい者の施設でもこの観点が必要であると考えられます。ただ、この評価項目ではそこまで検討されていないという課題があるのではないかと西村委員さんのご意見を伺って思ったところです。こういった内容ついて、国に項目の検討を要望する仕組みはあるのでしょうか。

(岡田副分科会長)

では、私の方から説明させていただきます。評価基準の見直しについては、厚生労働省から諮問を受けた全国社会福祉協議会の福祉サービスの質の向上推進委員会で検討しています。その委員会は有識者の方や、私のような評価調査者などの委員で構成されておりますが、各都道府県の推進組織の方は現在のところ委員に入っておりません。そのため、当該委員会の中で各都道府県の意見を提示するという仕組みはありませんが、意見を出すということであれば、委員会での検討状況を見ながら、全国社会福祉協議会の事務局などに直接お伝えするか、委員に意見の提出を求める、といったやり方になるのかなと思います。

(中島分科会長)

現在は、評価項目の見直しについて、直接意見を伝える仕組みがないので、やり方を考えないといけないということですね。県から全国社会福祉協議会に働きかけることはあるのでしょうか。

(事務局)

私の知っている限りでは、評価項目の見直しについて働きかけたことはないと思われま。年に何度か全国社会福祉協議会から第三者評価の実施状況について照会があるのですが、その中で意見として伝えていくということは可能かと思ひます。

(中島分科会長)

出された意見等を何らかの形で反映してもらえればとは思ひます。

(事務局)

分かりました。

(中島分科会長)

その他にご意見、ご質問はござひますか。それでは、小宮山委員さん、いかがでござひょうか。

(小宮山委員)

障がい分野だけではなく、全体的な法人運営に関する評価項目でいうと、例えば「中・長期のビジョンを明確にしているか」という項目もあるのですが、現時点で中・長期のビジョンと言われても立てるのは難しいと思います。この4月から報酬改定がありますが、報酬改定は3年に1回あって、大幅に変わるときとあまり変わらないときがあります。そういう状況で、中・長期的に法人としてどのくらいの収入があるのかという見通しを立てることは難しく、また、中・長期のスパンはどのくらいの期間を指しているのかがまず分からないし、人材確保もままならないような状態の中で、中・長期のビジョンを明確にしてくださいと言われても法人としては難しいという印象を受けました。

もう一つは、これも法人運営の関係ですが、第三者評価の中で公益的な事業・活動が重きを置かれるようになってきているような気がします。ただ、実際は法人の本来事業をやるだけで精一杯で、公益的な事業はその余力でやることになるので、このことを第三者評価の中心みたいに位置づけて、取り組んでいない法人は、きちんとした運営をしていないという評価につながっていくようなことになると困ります。本来事業ではとても頑張っているけど、それ以上は、人材も確保できず、収入面で不安があるので、やりたくてもできないという法人がたくさんあるので、そういう中で、このような評価項目に重きを置かれてしまうのは辛いものがあります。

(中島分科会長)

中・長期のスパンというのは、中期、長期がそれぞれ何年と、明文化されているのでしょうか。

(岡田副分科会長)

私の方から説明させていただきます。資料の281ページの「評価の基準の考え方と評価の留意点」の「(2) 趣旨・解説」のところで、一応3年～5年を指すと書いていますが、それぞれの法人の考え方もありますので、中・長期を5年、10年とされているところもございます。

また、公益的な取組についての話も少しさせていただくと、過去に社会福祉法人に多額の内部留保があることが問題になって、社会福祉法人制度改革の中で、民間と比べると税制等が優遇されているのだから、それらを地域のために還元するよにということ提言されました。そのような経過があつて動いてきているところもあるので、評価調査者としても、本来事業を中心に取り組んでいらっしゃるところを十分認識した上で、現状を把握しながら進めさせていただいています。この部分だけを非常に細かく評価して、あるべき論で評価をしてしまうと、恐らく事業所側、法人側も非常に苦しくなると思いますので、そのあたりは、法人運営の実態と、先ほど余力という話がありましたけれども、そういったところも確認しながら評価をしております。

(中島分科会長)

後段のところ、公益的な事業・活動の評価についてお話がありましたが、評価調査者のさじ加減みたいなどころに左右されることがあるということですか。

(岡田副分科会長)

例えば、法人の経営状況で、余剰財産、社会福祉充実残高があつて、社会福祉充実計画を策定していれば、その点を踏まえて評価を進めていきますが、そのような法人が少ない中で評価をすると、A・B・Cの評価をつける段階では、多くの法人・事業所でBという評価となるのですが、逆に、公益的な取組として非常に独自性の高い取組をされていると、Aという評価となるということです。評価機関の判断というのは、非常に注目されるのですが、評価調査者とそのチームと評価機関で議論を重ねて評価をする流れですので、評価基準が絶対ということではなくて、基準をしっかりと理解した上で評価結果を出すという流れになります。

(中島分科会長)

塩崎委員さんから何かございますか。

(塩崎委員)

私は、この第三者評価を受けたときに、地域貢献としてできることは何かということを考えて、利用者が亡くなったお宅で不用になったおむつやポータブルトイレをいただいて、必要な方に提供するというのをやらせてもらっています。私も評価調査者として、事業所にこのような視点でできることがあるということを紹介しています。厳しい状況であるとは思いますが、社会福祉法人は税金も免除されているので、私どものような個人経営の会社で取り組んでいることよりもさらにできることがあるのではないかと思います。

(中島分科会長)

先ほどお話がありました2点について、県からコメントなどがあればお願いします。

(事務局)

県としても、今後、評価項目や着眼点を見直す際には先ほど挙げられた公益的事業・活動に対する評価の観点も加えることを検討していきたいと思えます。

(中島分科会長)

そのほかご意見等いかがでしょうか。ご意見がないようでしたら、この会議事項(2)「評価基準(障がい者・児)の改正について」、当専門分科会の意見としては、事務局案を認めるものいたします。

(3) 評価基準(こども)の改正について

(中島分科会長)

それでは、次に会議事項(3)「評価基準(こども)の改定について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料3説明)

(中島分科会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。では、先ほど障がい分野のところでも話しましたがけれども、保育所版の長野県の独自基準というのは何があるのでしょうか。

(事務局)

ひとつが、資料の632ページの内容評価基準A-1-(2)-①の「評価の着眼点」の4つ目に「内装等には、木材を利用している」という点で、もう一つが、663ページの内容評価基準A-1-(4)-②の「評価の着眼点」の3つ目に、「食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである」という点で、これらの着眼点が県独自の項目となります。

(中島分科会長)

皆さんからご意見、ご質問はございますか。小澤委員さんお願いします。

(小澤委員)

項目としては網羅されているので良いと思います。

(中島分科会長)

保育所の現場の方にお伺いしたいのですが、資料670ページのA-2(2)②の「評価の着眼点」の5つ目で、虐待等の関係機関との連携先として、まず児童相談所があげられていますが、これは実態に即しているのか、現場の方の認識としてはどうなのか教えていただければと思います。

(小澤委員)

実態としては、虐待の疑いがあるとすぐに児童相談所に相談することはあまりありません。市役所のこども担当課などを通じて連携していますので、まずは市のほうに相談するということになります。本当に緊急という場合には、直接、児童相談所に相談するのですが、そういったことはほとんどないため、虐待については、市の関係課と連携して対応しているという形です。

(中島分科会長)

ここでは児童相談所が挙げられているけれども、「等」の中で、自治体の担当課との連携が含まれているということですね。

(小澤委員)

はい、そうですね。

(中島分科会長)

分かりました。児童虐待という点、まず児童相談所と思われるかもしれませんが、実態としては、それぞれの自治体の子ども担当課が主な連携先なのではないかという印象がありますので、文言を変えるという話ではなく、現場の保育士さんが、児童相談所との連携と言われたときに直感的に理解できるのかということは気になったところです。そのあたりについては評価調査者から説明して進めていくということになるかもしれません。

そのほかいかがでしょうか。ご意見等がないようですので、その会議事項の(3)「評価基準(子ども)の改正について」については、事務局案を認めるものといたします。

(4) 福祉サービス第三者評価事業の今後の対応について

(中島分科会長)

では、会議事項の(4)「福祉サービス第三者評価事業の今後の対応について」を事務局から説明お願いいたします。

(事務局 資料4説明)

(中島分科会長)

説明について、一つずつ確認していきます。まず、受審目標の設定ですが、前回の分科会で数値目標の設定を検討してほしいということだったと思いますが、新型コロナの影響で評価件数が非常に減っている状況であるため、数値目標の設定については来年度以降に検討ということと、数値目標を設定するにしても、評価機関の意見も聞きながら検討を行いたいということですが、この評価機関の意見も聞いてというのはどのような形で行うのでしょうか。

(事務局)

今年度は新型コロナの影響もあって開催できておりませんが、令和元年度には評価機関の連絡会を開催しておりまして、そのような連絡会の場や書面による照会で意見を集約したいと考えております。

(中島分科会長)

この目標設定については、塩崎委員さん、いかがでしょうか。

(塩崎委員)

確認ですが、数値目標については、令和3年度中に検討して、令和4年度には数値目標を立てていくという考えでよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね。

(塩崎委員)

それと、この受審目標の設定を検討するに当たって、お願いがあります。私たちの事業所では、知り合いを通して、受審をお願いしているのですが、知り合いの事業所はもうほとんどやり尽くしてしまっています。県では、集団指導のときに第三者評価の受審について勧奨いただいているのですが、受審件数を増やすという効果がほとんどみられないという状況ですので、他にできる方法がないかということと、評価機関や評価調査者がどのようにしていったらいいのかというところを含めて、令和3年度は検討していただければと思います。

あとは、オンライン調査のところと重複しますが、令和2年度は、新型コロナの影響で実施を見送ってきたけれども、2年目になるとそれだけではなくて、今、社会で盛んに言われている新しい生活様式を踏まえた新しいやり方というのも取り入れてみる必要もあるのではないかと感じました。

(中島分科会長)

数値目標の設定については、今後検討していくということではよろしいですか。他の委員さんからご意見があれば取り上げますが、無ければよろしいですか。

次に、お話にあった新しいやり方が、オンライン調査と一緒になのか、別のものかは分かりませんが、オンライン調査については、県は実施を見送るということですが、この点についてはご意見等ございますか。オンライン調査はデメリットの方が多いということで、引き続き対面による調査が必要ということですね。大学でもオンライン授業をやってはいますが、オンラインだとなかなかニュアンスが伝わりづらいことがあります。それから、必要な書類を送ってもらわないといけなくなるということもあります。

(塩崎委員)

よろしいですか。岡田先生に、全国的な情報もお話ししていただければと思いますが。

(岡田副分科会長)

東京都の場合はオンライン調査を認めていますので、私も、今年度、何か所かオンラインでの訪問調査を実施しています。例えば、ケア場面の観察は、確かに直接事業所へ伺わないと難しいのですが、それに対しては2つの方法を取ってしまっていて、一つは、パソコンの画面を、支援の場面で一定期間置いていただいて、そこをオンラインで確認させていただいています。もう一つは、情報の取扱いを慎重に行う必要がありますが、動画を録画してもらって一定期間の取組を確認させていただいて評価をするという方法で進めています。東京都は受審目標の設定とリンクする部分がありますが、オンラインによる調査を勘案するとやはり受審件数は伸びてきています。中止とすると全くできないまま終わってしまうところもあるので、どのように考えるかということになるかと思っています。

ただ、私がオンライン調査を行ってみて難しいと感じたことは、過去に訪問調査でお伺いした

ことがある事業所の様子は想像できるのですが、初めて受審する事業所を評価する場合は、相当現場を確認したいけれどもできないということで、直接確認していないところは報告書に書くことができないので、実態を報告書に表現するのが難しかったというのが実情です。

それと、今、訪問調査だけクローズアップしていますが、職員の説明会とか報告会をオンラインでやることについてはできていて、職員の方はオンラインに慣れていらっしゃる方とか、通常だったら勤務外の職員の方が、自宅からリモートで参加できるので、いつもよりも多くの職員の方に、直接報告することができたというようなこともあります。

(中島分科会長)

塩崎委員さん、今の岡田委員さんからのご説明についていかがでしょうか。

(塩崎委員)

とても参考になりました。ありがとうございます。長野県もぜひチャレンジしていただきたいと思います。

(中島分科会長)

そのチャレンジというのはオンラインのやり方ということですか。

(塩崎委員)

その通りです。今、岡田先生がおっしゃられたように、初めて受審する事業所は、なかなか難しいところもありますが、何度も受審している事業所については、ある程度は可能なのではないかと思います。心配ならばモデル的にやってみてもよいと思います。

(中島分科会長)

そのあたりはいかがでしょう。

(事務局)

こういうオンライン調査の方法を設定するとなると、初回のみオンライン調査は認めないということではなく、一律的にオンラインを認めるということにしないとやはり難しいところがあります。

(中島分科会長)

モデル的にやるとしても、なぜやるのかということの説明が必要で、オンライン調査を行う上で条件を検討するとなると結局、来年以降になってしまうということですね。

(事務局)

そのオンライン調査のやり方も評価に支障が出ないように行うとなるとなかなか難しいと思い

ます。

(中島分科会長)

東京都のように受審件数が多ければ違うかもしれませんが、新型コロナの状況によりますが、本県ですと来年度も20～30件くらいと思われま

(岡田副分科会長)

訪問調査を行う場合も、管理棟とか会議室へは立ち入るけれども、実際の生活されている場所は、外から窓越しに見学するとか、ソーシャルディスタンスを確保しながら見学は可能ということもあるので、まずは訪問することを前提にして、それでプラスアルファでどうするかという議論も必要かもしれません。

(中島分科会長)

今、お話にあったように、訪問することを前提で組み立ててもらって、どうしてもというときには、また手順を考えなければならないというときに、オンラインでやるのか、窓越しでの見学をするのかということになるかと思いますが、来年度は、原則として対面ということをお願いできればと思います。

次に、3つ目の評価方法・報告書の簡素化については難しいということが結論だと思いますが、これについてご意見等はいかがでしょう。長野県と京都府の評価方法を比較して見ると、お話で聞いていたほど簡略化されているものでもありませんし、京都府の場合は制度設計が違うように思えます。国と共通項目はあるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。京都府の事務局の方にお話を聞いた中では、その高齢分野のサービス評価だけは、京都府は独自にスタートされたので、独自の評価項目を用いてきたということです。ただ、現在は国の評価基準ができたので、なるべくそれに合わせていくということで、障がいや保育分野は、国の評価基準を用いているというお話でした。

(中島分科会長)

高齢分野のサービス評価は独自にやってきて、蓄積されてきたノウハウがあつてのことですよね。それ以外のところは国の基準を用いてということで、そもそもの制度設計が違うという印象を受けました。

前回の分科会では、京都府の例を参考にもう少し項目等を減らして、受けやすくすることを検討してほしいということを県にお願いして、今回、県で調べていただいたところ、以上のようなことが分かったところです。塩崎委員さん、いかがでしょうか。

(塩崎委員)

報告書についても、一般の人が見たときにも分かりやすい表現の仕方ができればよいと思います。見た方は分かると思うのですが、専門的な知識があって、興味がある人は分かるけれども、サービスを利用したい人の選択に資するということが目的になっているところから鑑みれば、見て分かりやすい形に工夫していただいた方がよいのではないかと思います。

(中島分科会長)

今のご意見は報告書をもう少し工夫して、もっと分かりやすい形にして欲しいということですか。

(塩崎委員)

例えば、施設の写真が入ったり、食事の様子があつたりすると良いのではないかという話もあったので、それをお話ししています。

(中島分科会長)

第三者評価の主な目的には、サービスを提供している方たちが、自分たちのいわゆる強みといわれる部分について振り返るためということもあると思いますが、いかがでしょうか。

(塩崎委員)

もう一つは、施設を選ぶときなどの参考になる資料として、利用する人たちのサービスの選択に資するという、この2つの柱があるかと思います。

(中島分科会長)

それについて、県からはいかがでしょうか。

(事務局)

今の段階では、評価を受ける事業者側にとってサービスの向上につなげるという視点が主になっていて、その副次的なものとして、一般の県民の皆さんに、情報を提供しているという形になっています。ただ、どちらかを優先すると、もう片方が犠牲になってしまうということもあります。例えば、評価結果を点数として出すことができれば、利用する側にとっては分かりやすいですが、評価機関によって評価結果にバラつきが出てくる恐れもあります。そういったことも踏まえ、現在の評価制度では、どちらかということと事業者側が自らの提供するサービスを振り返り、サービスの質の向上につなげるという点に重きを置いているのではないかと思います。県民の皆さんへの情報提供の方法については今後検討していければと考えております。

(中島分科会長)

塩崎委員さん、よろしいでしょうか。それから、先ほど目標設定のところ、塩崎委員さんがおっしゃられていた新しいやり方については何かイメージがあるのでしょうか。

あるいは、調査のやり方を指しておっしゃっていたのか、そのあたりがよく分からなかったのですが。

(塩崎委員)

具体的なものはないのですが、今、時代的にオンラインなどの活用ができるのではないかとということと、もう一つは、目標設定するときに、今までの周知方法ではなくて、もっと効果的な周知のやり方も新しく考えていただければということです。

(事務局)

前回の分科会でもお話ししたとおり、第三者評価の受審については、指導監査や実地指導の際に制度説明と受審のメリットなどを法人や施設に対して説明していますが、実際にお話しをする中で、受審について前向きに検討されていたり、法人内で検討して受審していきたいという意向も伺っています。

ただ、そのような意向のある施設・法人であっても評価機関の方から営業に来ていただいたことがないとお聞きしていますので、また、新規に営業などしていただくと、受審件数が増えてくのではないかと思います。評価機関や評価調査者の皆さまには、そのような点もお願いしたいと思います。

(塩崎委員)

保育所の場合は、受審が努力義務化されたこともあって、平成27年度から令和元年度までに受審するよう通知があったかと思います。それを根拠にすると私たちも営業に入りやすかったので、改めてそのような通知などがあればありがたいです。

(事務局)

先ほど、塩崎委員さんの所属されている団体では、知り合いの方から紹介していただいて受審をお願いしているということでしたが、施設などへの営業活動みたいなものは、評価機関では行っていないということでしょうか。

(塩崎委員)

飛び込みで営業するということはないと思います。知り合いを通して紹介してもらって行くことがほとんどです。

(事務局)

県は、どこの評価機関で受けてくださいということとは言えないので、そうすると、掘り起していただくのは、評価機関さんしかないのではないかと思います。受審率をみると数%とか、そういうレベルなので、いくらでも市場はあるような気がしますが、そのあたりの評価機関さんで努力できることとか、そういうことができないのかなと思っています。

(塩崎委員)

保育所に関しては、さっきも言いましたが、受審の努力義務について通知があったので営業に回りやすかったというところがあります。

(事務局)

そうすると、県で努力義務化をして欲しいということですか。

(塩崎委員)

義務化して欲しいということではなくて、そういったことも参考にさせていただきながら、営業に回りやすい環境も整えていただければと思います。

(事務局)

保育所の努力義務化については、国から平成27年度から令和元年度までの受審を努力義務とするという通知が出ていて、令和2年度以降については国から方針が明確に示されていない状況です。県としても国の動向を注視しているところです。

(中島分科会長)

県の監査などでのお話を伺うと、第三者評価の受審を検討されている法人等が多いということですか。

(事務局)

昨年度監査で伺った際には、大体3割から4割ぐらいは、受審する意向があったり、今後何年かのうちには受けたいというお話はされておりました。

(中島分科会長)

そうすると、受審を検討されている法人等が一定の数はあるということですね。ただ、そこから先のことは、県としては動けないので、評価機関で検討してほしいということですね。それについては、しなの福祉教育総研だけの話ではないと思いますので、評価機関同士の横のつながりで進めていくことはできないのでしょうか。

(事務局)

横のつながりというと具体的にどういったものでしょうか。

(中島分科会長)

評価機関同士で、例えばパンフレットを作って、営業活動を行うといったような動きはできないのかということです。

(塩崎委員)

以前は評価機関同士の集まりがあったのですが、理由は分かりませんが、途中でやめてしまったと聞いています

(事務局)

今年度は新型コロナの影響で開催できませんでしたが、来年度は開催できればと考えています。

(塩崎委員)

では、そういった場で議題として出させていただければと思います。

(中島分科会長)

ある程度のお膳立ては県で行っても、そこから先の営業活動は、評価機関や評価調査者の方々が上手く知恵を出しあって、連携して事業所を回ったらどうかと思います。

(塩崎委員)

そのようにできれば良いと思います。

(中島分科会長)

岡田委員さん、この件について他県ではいかがでしょうか。

(岡田副分科会長)

他県で今と全く同じ話題がありまして、受審促進セミナーで講師として講演をさせてもらうときに、その県では、受審促進のために各事業所に伺ったときに、第三者評価の受審を働きかけているけれども、事業所に聞くと、その後に評価機関から受審しませんかという話が全くないので、受けてないという事業所があるので、もっと評価機関の方でPRしてくださいというような話をされていました。おそらく長野県も、同じような状態になってきているのではないかと思います。

東京都の例を挙げると、事業所に訪問した際に施設長さんがファイルを持ってこられて、都内には120くらいの評価機関があるのですが、その3分の1くらいから受審案内のパンフレットが届いているということでした。直接訪問はしないとしても、そういうパンフレット類を事業所に配布する取組も検討できるのではないかと思います。また、東京都の場合、今は予算が潤沢にありますが、当初は任意の制度でしたので、第三者評価を受審してもらうための勉強会なども開催していました。このような取組を評価機関単位でやるか、連携してやるかということについては、どちらが良いということはありませんが、評価機関同士で接点を持つような取組をしていくということも必要ではないかと思います。

(塩崎委員)

県が実地指導に入った施設等の情報を提供していただけると営業に回りやすいのですが、難しいでしょうか。

(中島分科会長)

そのあたりについては、中止になっている評価調査者の集まりを再開してもらってということですね。

(塩崎委員)

ぜひ開催していただいて、どのように営業しているとかというようなところもお互いに情報交換できればと思います。また、先ほど分科会長がおっしゃったようなチラシのようなものを合同で作るといったことも検討したいと思います。

(小宮山委員)

初めて受審したいという事業者が評価機関を探すための情報などは、県のホームページで公表されているのでしょうか。

(事務局)

県のホームページには評価機関の情報が掲載されています。また、評価のやり方や評価基準なども全て公表しています。

(小宮山委員)

県のホームページしか公表されていないということでしょうか。

(事務局)

全国社会福祉協議会や福祉医療機構のWAM NET（ワムネット）で、評価機関も公表されていますので、そういった情報は確認できる状況にはなっています。

(小宮山委員)

でも、興味がなければ、確認しないと思いますので、例えば県の広報紙みたいなものに掲載するということはできないでしょうか。

(事務局)

県の広報紙ですと一般の県民が対象になりますので、集団指導のような事業者の方が集まる場で、資料を配付させていただいた方が確実に見ていただけるのかなと思っています。

(小宮山委員)

そうですね。

(事務局)

県では、評価機関の連絡先を入れたチラシを作って、集団指導の際に事業者にお配りして第三者評価について説明しているという状況でございます。

(中島分科会長)

それから先のどのように受審に結びつけるかというところは、すぐには難しいかと思いますが、知恵を出して検討してもらえればと思います。

それでは、会議事項(4)「福祉サービス第三者評価事業の今後の対応について」は以上となりますが、これに関してご意見、ご質問等がございますか。

(岡田副分科会長)

ひとつ情報提供をさせていただきたいのですが、3の評価方法・報告書の簡素化に関連して、私が理事をしている全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会で、「福祉サービスの第三者評価のあり方に関する調査研究事業」の報告書をまとめています。

社会福祉基礎構造改革で日本の福祉制度の動きが大きく変わり、その制度の中に第三者評価が位置づけられてから20年が経過したということもあって、第三者評価のあり方そのものを見直すための調査を行いました。東京都だけ少し色合いが違うので、東京都を除く全国の評価機関、全ての第三者評価を受審した事業所及び推進組織の全てにアンケート調査を行ったところ、かなり興味深い結果が出てきています。

報告書の内容については案の段階なので、詳しくはお伝えできませんが、この報告書の中で、今後取り組んでいくことと、すぐには難しいけれども将来的に検討することを提言しています。ここで情報提供をすると、評価の簡素化とか、先ほどお話があった分かりやすい評価結果の公表方法などが、提言の中にまとめられています。その提言を行う中で、厚生労働省の方とも色々やり取りをさせていただいているので、今回の調査結果を経て、いくつか動きがあるのではないかと思います。ぜひ報告書が出来上がったところでご覧いただければと思います。

(中島分科会長)

ありがとうございました。それでは、会議事項(4)はこれで終了いたしました。よろしいでしょうか。

(5) その他

(中島分科会長)

次、会議事項(5)で「その他」ですが、全体を通して、質問やご意見などございますか。無いようであれば、会議事項はこれで終了といたします。皆様のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。それでは、これ以降の進行は事務局でお願いいたします。

(事務局)

中島分科会長様、議事進行ありがとうございました。次回の開催は来年度の7月頃を予定しております。詳細につきましては、改めてご通知を差し上げたいと思います。

以上をもちまして、令和2年度第2回長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。

4 閉 会